

原子力災害対策特別措置法の特定事象および原子力緊急事態

通報事象と基準	第 10 条 (国・県・所在市町村・関係隣接市町村への通報義務)	第 15 条 (原子力緊急事態)
敷地境界付近での放射線量の検出	5 μ Sv/h 以上	500 μ Sv/h 以上
排気筒等からの放出による敷地境界での放射性物質の検出	5 μ Sv/h 相当以上 累積放出量 50 μ Sv/h 以上に相当	500 μ Sv/h 相当以上 累積放出量 5mSv/h 以上に相当
火災、爆発等に起因した管理区域外での放射線量 又は 放射性物質	50 μ Sv/h 以上 又は 5 μ Sv/h 相当以上	5mSv/h 以上 又は 500 μ Sv/h 相当以上
事業所外運搬での放射線量の検出	100 μ Sv/h 以上	10mSv/h 以上
臨界事象(原子炉外)	臨界事故発生あるいはその蓋然性が高い	臨界状態
施設固有の事象	①通常の制御棒挿入による原子炉の停止ができない ②原子炉冷却材の漏洩による非常用炉心冷却装置の作動 ③全ての給水機能の喪失時に非常用炉心冷却装置が作動しない ④原子炉から熱を除去する機能の喪失時に残留熱を除去する機能が喪失 ⑤全ての交流電源からの電気供給が停止し、その状態が5分以上継続 ⑥直流電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止時に原子炉水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧燃料プールの水位が燃料が露出する水位まで低下 ⑨中央制御室が使用できなくなることによる原子炉停止機能又は残留熱除去機能が喪失	①原子炉の全ての停止機能が喪失 ②原子炉冷却材が漏洩した場合に非常用炉心冷却装置による原子炉への注水ができない ③原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器設計上の最高使用圧力に到達 ④残留熱を除去する機能が喪失した時に原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑤全ての交流電源からの電気供給が停止し、原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑥全ての直流電源が停止した状態が5分以上継続 ⑦原子炉容器内の炉心の溶解 ⑧原子炉容器内の水位が燃料が露出する水位まで低下 ⑨中央制御室及び中央制御室外において、原子炉停止機能又は残留熱除去機能が喪失